

※本政省令事項（素案）は、今後、法制上の審査の過程においても修正される場合がある。

改正旅館業法の政省令事項（素案）

法律	施行令に定める内容案	施行規則に定める内容案
<p>【旅館業法】</p> <p>第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。</p> <p>一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力</p> <p>イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。</p> <p>ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの</p>	<p>⇒ 政令で定める者：①特定感染症の症状を呈している者、②特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。</p> <p>⇒ 政令で定めるもの：客室等での待機、<u>関係者に対する感染防止に必要な情報として省令で定めるものの提出、健康状態等</u>その他厚生労働省令で定める事項の確認、発生した特定感染症に応じた感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものとして指針で定めるもの</p>	<p>⇒ 厚生労働省令で定めるもの：<u>(1) 医師の診断の結果、(2) 特定感染症の症状を呈している者</u>にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項</p> <p>⇒ 厚生労働省令で定めるところ：書面又は電子的方法（やむを得ない場合は口頭）</p> <p>⇒ <u>厚生労働省令で定めるもの：(1) 特定感染症が現に発生している外国の地域での滞在の有無、(2) 媒介動物との接触の有無、(3) 特定感染症の患者等との接触の有無、(4) 特定感染症の症状を呈している者</u>にあつては、<u>特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（上記②）に該当するかどうか</u>④法第4条の2第1項第1号に掲げる者に該当することに関する情報、②特定感染</p>

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一項第一号において同じ。） 前号口に掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間（特定感染症のうち国内に常在すると認め

~~症が現に発生している地域での滞在の有無、
媒介動物との接触の有無及び特定感染症の患者等との接触の有無、③検疫感染症である場合は、検疫法に基づく報告や質問をされたかどうか、④健康状態に異状を生じた場合は、その旨~~

⇒ 厚生労働省令で定める者：発生した特定感染症を人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断した者

⇒ 政令で定めるもの：健康状態その他厚生労働省令で定める事項等の確認、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものとして指針で定めるもの。

⇒ 政令で定めるもの：結核
⇒ 政令で定める期間：通常時とは異なる措置を講ずる必要があるとする期間

⇒ 厚生労働省令で定める事項：~~(1)特定感染症が現に発生している外国の地域での滞在の有無、(2)媒介動物との接触の有無、(3)特定感染症の患者等との接触の有無、(4)特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（前頁②）に該当するかどうかを確認するために必要な情報。~~

<p>られる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間)とする。(後略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">法律</p>	<p style="text-align: center;">施行規則に定める内容案</p>
<p>【旅館業法】</p> <p>第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>⇒ 厚生労働省令で定める要求：以下のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるもの</p> <p>① ② 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号の社会的障壁の除去を求める場合を除く。）</p> <p>② ④ 粗野又は乱暴な言動を交える方法その他の従業者の心身に著しい負担を与え、又はそのおそれがある言動方法（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準じる合理的な理由があるを欠くものを除くに限る。）によるを交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力業務量を要することとなるものその他のその実施に伴う負担が過重であるもの</p>

【改正法附則】 ※一部略

改正法附則第3条 (略)

2 営業者は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

3 (略)

⇒ 厚生労働省令で定める方法：第1号又は第3号に掲げる場合ごとに、宿泊を拒んだ理由等に関する記録を文書、電磁的記録を用いて作成し、当該記録を作成した日から3年間保存する方法。